

議案第28号

北上市臨時外来検査センター条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の検査を行うため、臨時外来検査センターを設置する。

(名称)

第2条 臨時外来検査センターの名称は、北上市臨時外来検査センター（以下「検査センター」という。）とする。

(位置)

第3条 検査センターの位置は、市長が定める。

(設置期間等)

第4条 検査センターを設置する期間、開所日及び開所時間は、市長が別に定める。

(検査)

第5条 検査センターは、感染症の検査を行う。

2 感染症の検査の対象となる者（以下「患者」という。）は、医療機関等における医師の診察により、当該検査が必要と判断されたものとする。

3 前項の規定により感染症の検査が必要と判断された患者は、指定された日時に当該検査を受けるものとする。

(使用料)

第6条 市長は、検査センターの使用料として、健康保険法（大正11年法律第70号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法により算定した額（初再診料に限る。）を患者から徴収するものとする。

(補則)

第7条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月19日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

新型コロナウイルス感染症の検査を行うため、北上市臨時外来検査センターを設置

しようとするものである。